

《土づくり・土壌に係る施策》

地力増進に資する取組に活用可能な施策

ページ	種類	施策名		事業目的	地力増進に資する取組				
					土壌診断 の実施	土壌改良効果のある資材の施用			
						堆肥	緑肥	バイオ炭	土壌改良資材
15	補助金	産地生産基盤パワーアップ事業 （全国的な土づくりの展開）		土づくりの展開による生産 基盤の強化	活用可 （取組必須）	活用可 （肥料法の届出・登録 がされているもののみ）	活用可	活用可	活用可 （政令指定土壌改良 資材のみ）
16	補助金	環境保全型農業直接支払交付金		地球温暖化防止や生物多 様性保全等		活用可 （C/N比10以上に限る） （土壌診断が必須）	活用可	活用可	
17	補助金	みどりの食料システム 戦略推進総合対策	グリーンな栽培体系加速 化事業	「環境にやさしい栽培技術」 と「省力化に資する先端技 術等」を取り入れた栽培体 系への転換	活用可 〔 化学肥料又は化学農薬の 使用量の低減について検証する場合 〕	活用可	活用可	活用可	
18			有機農業拠点創出・拡大 加速化事業	有機農業の推進拠点となる 地域（オーガニックビレッ ジ）の創出及び有機農業 を広く県域で指導できる環 境の整備	活用可	活用可	活用可	活用可	活用可
19 20	認証	J-クレジット制度 （バイオ炭の農地施用）		民間企業・自治体等の省 エネ・低炭素投資等を促進 し、クレジットの活用で国内 の資金循環を促すことで環 境と経済の両立を図る				活用可 （炭素貯留量をクレジット 化して販売可）	
21	補助金	国内肥料資源利用拡大対策 （国内肥料資源活用総合推進支援）		海外からの輸入原料に依 存した肥料から国内資源 由来肥料への転換	活用可	活用可 （肥料法の届出・登録 がされているもののみ）		活用可 （肥料法の届出・登録 がされているもののみ）	

14

地力増進に資する取組に活用可能な施策

○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

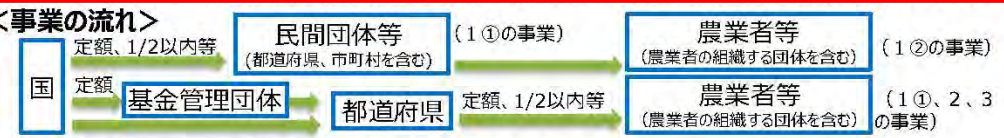
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

農業の国際競争力の強化



【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

地力増進に資する取組に活用可能な施策

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804（2,641）百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686（2,550）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118（91）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ¹⁾	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ²⁾		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稲）又は1t（水稲以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ²⁾		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ²⁾	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や 交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注1）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2）主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組或多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

地力増進に資する取組に活用可能な施策

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
【令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）【令和12年】

<事業の内容>

農業生産における環境負荷低減の取組の推進を加速化するため、各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

1. 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証の支援

化学農薬低減：病害虫・雑草の発生予測・予測、診断技術の活用等
化学肥料低減：可変施肥、局所施肥、生育診断による適正施肥、緑肥、汚泥肥料の活用等
有機農業拡大：水稲における先進的な除草・抑草技術
その他品目の有機農業の特徴的な土づくり等の技術
温室効果ガス削減：中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用、バイオマス由来成分を含む生分解性マルチへの切替え、プラスチック被覆肥料の代替技術等

2. 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証の支援

〔支援内容〕

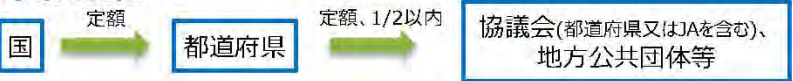
- ① 検討会の開催
- ② 環境にやさしい栽培技術※及び省力化に資する先端技術等の検証
※化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出削減に資する技術
- ③ ②に必要なスマート農業機械等の導入
- ④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成
- ⑤ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定
- ⑥ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信（HP掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

（1）検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）



（2）複数の産地が連携して技術を検証



栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

グリーンな栽培体系の全国展開の加速化